

衛生委員会報告

～第21回 保険について～

今回はパーソナルアシスタント町田で加入している保険の一部をご説明致します。

□普通傷害保険（スーパーJプラン）

○業務中の偶然の事故によるケガを補償

・補償内容

死亡・後遺障害、入院費、通院費、傷害医療費用（治療費の補償）

※入院費、通院費、傷害医療費用などは、それぞれ保証範囲の日数が決まっています。

就業時や通常の通勤の際の事故も補償されます。

（例：通勤中に自転車で転倒してしまいケガをした時、就業中に自転車などで買い物に行った際の事故）

○通勤中の事故・トラブルについて

・会社へ申請している通勤手段・経路以外での通勤でも、通勤として合理的な範囲と認められれば補償されます。

（例：普段使う道路が工事中で通れないため、少し遠回りになる他の道路を利用した）

車での通勤の場合、運転手、搭乗者に対して補償されますが、事故を起こしてしまった車が、事故に対応する保険に入っていなかったり、車検切れ、無免許だと補償はされません。

※就業中や通勤中の事故の際の相手に対する補償はありません。

通勤に利用している車が、任意保険などに入っているか、車検が切れていないかに注意し、免許も忘れずに通勤してください

マイカー通勤申請書と共に会社に提出する任意保険証書や車検証書に変更・更新がありましたら、任意保険証書と車検証等のコピーを再度会社に提出してください。

□補償制度費用保険（福祉事業総合保障プラン）

○業務中の特定感染に対し見舞金を補償

・対象となる感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する、一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症のうちの一部

※インフルエンザ・ノロウイルスの感染は対象となりません。

就業中・通勤途中の事故やトラブルがあった際の保険に関するご不明な点は、パーソナルアシスタント町田・三上までご連絡ください。